

当社ファンドに係るデリバティブ取引の管理方法について

当社の運用するファンドでは、効率的な運用を追求する目的やヘッジを目的として、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に定める取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引、選択権付債券売買及び商品投資等取引を含みます。）をいいます。以下同じ。）を用いることがあります。当社では、デリバティブ取引等により発生しうる損失を一定の範囲内に収めるために、公募投資信託について、次のような方法でデリバティブ取引等の管理を行っています。

1. デリバティブの利用が限定されているファンド

デリバティブ取引等がヘッジ目的のみに用いられているファンドについては、V a R（バリュー・アット・リスク）方式※を参考とした市場リスク相当額がファンドの純資産総額の80%以内となるよう管理しております。

2. デリバティブ取引をヘッジ目的以外で用いるファンド

上記1に掲げる方法により管理しております。

※ V a R方式

V a R方式における市場リスク相当額は、統計的に算出される合理的に考えうる損失額のことであり、過去一定期間の株式、金利、為替等の市場価格のヒストリカル・データに基づき、ファンドが持っているポジションを10営業日の間継続した場合に発生しうる損失の額が統計的に99%の確率で一定の額に納まる場合に、当該一定の額を市場リスク相当額として、デリバティブ取引の管理に用いております。